

Title	斯道文庫蔵『(高野山秘記)』翻刻・解題
Sub Title	A study of "Koyasan-hiki" housed in the Shido bunko institute
Author	高橋, 悠介(Takahashi, Yusuke)
Publisher	慶應義塾大学附属研究所斯道文庫
Publication year	2017
Jtitle	斯道文庫論集 (Bulletin of the Shidô Bunko Institute). No.52 (2017. ) ,p.65- 85
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00106199-20170000-0065">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00106199-20170000-0065</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

# 斯道文庫蔵『高野山秘記』翻刻・解題

高橋 悠介

## 一、はじめに

ここに紹介する『高野山秘記』は、二〇一六年一月に久保田淳氏より斯道文庫に寄贈を受けた古典籍の中に含まれていた卷子本である。前欠のため、当初の書名は不明であり、木箱内に本書と共に入っていた古書店の札では、「土佐国御栗野明神記」と題されていた。しかし、内容は真福寺や高野山諸院家等に所蔵される『高野山秘記』に相当し（伝本により書名は様々だが、『高野山秘記』と総称する）、高野山と弘法大師空海に関する中院流の秘事をまとめたものである。嘉禎四年（一二三三）の伝

授奥書を持ち、現存諸本の中でも書写年代が特に古い善本と認められる。そこで、真福寺蔵の三本との校異と共に、翻刻を掲載することにした。

なお、本書は平成二十九年（一九九七）度センター文化財団寄託品展覧会「空海と密教の典籍」に出陳しており、同展の解説小冊子<sup>1</sup>に一部分の図版を掲載している。

## 二、書誌

〔高野山秘記〕 一軸 斯道文庫蔵 092-146-1  
嘉禎四年（一二三三）四月写

卷子装（未表装・軸なし）。前欠。黄蘗染の楮紙打紙を十紙綴ぐ。天地二五・〇糹、一紙長約四六・〇糹（前欠の第一紙が二二・〇糹、第二紙・第三紙が四五・八糹、第四紙から第九紙までいずれも四六・〇糹、第十紙四五・八糹）。

無辺無界、一紙あたり十六〜十九行、毎行字数不等、字高約一四・〇糹前後。本文は漢文、附返点・送仮名・音訓・連合符。送仮名には一部、後から加えたと思われる、墨が薄いものがある。又、訓点の一部も後筆か。

奥書（第十紙末尾）「先海僧正授釋王寺闍梨<sup>ニ</sup>、／々々授高野中院闍梨、々々／授琳賢闍梨、々々授光明寺／阿闍梨<sup>ニ</sup>、々々授賢有闍梨<sup>ニ</sup>、／々々傳賢秀<sup>ニ</sup>、々々許賜／<sup>三</sup>。／琳賢口云、不知他人<sup>ニ</sup>、相互存<sup>ニ</sup>、生時不知兩人<sup>ニ</sup>、努力不可／散越<sup>ニ</sup>。又云此事全非書付<sup>ニ</sup>、／只口授<sup>スル</sup>也。／嘉禎四年（戊／戌）四月廿三日傳／第十代□□／一交了<sup>ニ</sup>」。

裏書が三箇所あり、第九紙の裏書には「乍恐箱底書持畢／是蓮峯之肝要也。非宿縁／者、專可隔聞歟。而今幸奉／值良縁、忽蒙此記文之許。／殊有子細全非輒、、、、。／仍慎外見、制誠顯然也。況／可為寫本哉。欲埋樹下／其一也。若不余閉眼者傳／經人必可存此由、可奉任／大師明神之御照見而已<sup>云々</sup>」。

とある。

前欠のため、外題・内題等は確認できず、本書を収める近代の木箱にも墨書等はないが、側面のラベルに「土佐国御栗野／明神之記／一卷」と書かれている。

### 三、構成の特色

本書の内容・構成を、各条の記事中から主要な語を抽出して示すと、次のようになる。

- ①（奥院石室）
- ② 土佐国御栗野明神
- ③ 金堂両壇之香水壺二器事  
（附、所堀出<sup>ス</sup>五尺寶釵并金銅<sup>コウ</sup>經軸事）
- ④ 金堂大塔両<sup>ノ</sup>所鎮<sup>ル</sup>所事
- ⑤ 寶珠安置三所
- ⑥ 中院少塔（附、大師御自作准胝観音）
- ⑦ 大師<sup>ハ</sup>三月廿一日寅時<sup>ニ</sup>御入定<sup>ス</sup>故如何

以上に続けて、末尾に前掲の奥書が付されている。この構成は現存諸本の中では、真福寺蔵『高野山深秘』（後掲丙本、延慶

二年写)に最も近い。ここで、『高野山秘記』の諸本について、阿部泰郎氏の研究<sup>2)</sup>を参照しつつ、条文数の多寡により便宜的に二つに分けて示しておく(もともと複数の由来を持つ切紙を類聚して成立した本であり、後者が前者の一部を抄出した略本という訳ではない)。

▽広本系

- ・高野山宝亀院蔵『高野秘事』一帖<sup>3)</sup> 元亨二年(一二三二)写
- ・真福寺蔵(甲)『高野山秘記』一帖 康永四年(一二四五)写
- ・天理図書館蔵『高野山秘記』一帖<sup>4)</sup> 明德四年(一二三九)写
- (真福寺蔵甲本の転写本系)
- ・高野山大学図書館蔵『高野山秘記』一冊<sup>5)</sup> 永享二年(一四三〇)写
- ・大谷大学図書館蔵『高野秘記』一冊 慶安二年(一六四九)写
- ・高野山持明院蔵『高野山秘記』一冊 (江戸期)写
- ・高野山三宝院蔵『高野山秘記』一冊 (江戸期)写

▽広本に対して条数の少ない伝本

- ・真福寺蔵(乙)『高野口決』一軸 貞治六年(一二三六)写
- ・真福寺蔵(丙)『高野山深秘』一帖 延慶二年(一二三〇)写

- ・真福寺蔵(丁)『高野山秘事』一帖 (室町期)写
- ・続群書類従『高野山順礼記』

(貞治六年奥書を有し、本文も真福寺蔵乙本に近似。真福寺蔵乙本を底本にしたものか。)

この他、『高野山秘記』と共通する条文を持ちつつ、他本と取り合わせて編集されているものに、高野山金剛三昧院蔵『高野山事』三帖(室町期)写)や、高野山持明院蔵『高野山口伝』三卷一冊(文化六年写)などが知られている。

斯道文庫本の構成を、広本を代表する真福寺蔵甲本(康永四年写)と比較すると、同書の34条分の内容のうち、斯道文庫本は第11条の一部と第12〜17条の七条分に対応する本文を有している(以下、真福寺蔵本の条文の数え方は、真福寺善本叢刊『中世高野山縁起集』による)。各条の配列についても、甲本の相当部分と同じである。

一方、条数の少ない伝本と比較すると、真福寺蔵丙本は、弘法大師が御閉眼後に実恵に告げた高野山の浄土の秘伝に関する条(甲本第31条に相当)から始まり、これに甲本第11条〜17条の七条分に相当する条文が順に続いている。丙本は転写を繰り返

返したのだが、最も古い年記に元暦元年の伝受奥書があり、阿部泰郎氏は丙本を「秘記」のひとつの古態を示す中核部分を伝えたテキストかと推定される」としている。斯道文庫本と丙本は本文系統も近く（後掲校異参照）、もし、斯道文庫本の前欠部分に、甲本第31条と同第11条の前半に相当する記事があると仮定するならば、丙本と構成を同じくすることになる。

乙本（あるいは統群書類従本）は、前半は『高野山秘記』と共通するが、後半は別の本から増補した条文が多い。甲本第31条から始まって同第11～14条・15～17条に相当する記事が順にあり、二条分の独自本文を挟んで、甲本第8～10条・第6条と一部共通する本文を持つ条があり、その後の大部分は由来を別にする記事だが、途中、甲本第30条の前半に相当する記事も含まれる構成である。ただし、前半部分を丙本など他伝本と合わせて考えると、甲本第31条と同第11～17条の記事が「まとまりのものとして流布していたことはいかがえる。甲本第11～17条の記事が、この順番でまとまっているのは、広本では天理図書館蔵・大谷大学本も同様であり、その他、持明院本に異本として目録のみ掲載されている「金剛峯寺日記」も同様である。

なお、斯道文庫本では、⑥中院少塔の条の末尾に、行頭を下

げて「御遺告」由来の「一山土心水師」に関する注記（第八紙第4～8行）があるが、乙本にこの部分がないのは、乙本が⑤寶珠安置三所の条を欠いていることと関係するだろう。「一山土心水師」に関する注記は、内容的には直前の記事とは関係がなく、むしろ⑤寶珠安置三所の条と関わるものが、そう考える理由である。なお、丁本は、斯道文庫本とは全く異なる条文がないため、今は考察の対象から除く。

#### 四、本文の特色

本稿末尾に斯道文庫本の翻刻と共に、真福寺甲乙丙本三種との校異を示したが、斯道文庫本は総じて古態性を示す良質な本文を伝えていると言える。

第二紙の裏書にある「明神住處、号<sup>ホラノミヤコト</sup>崛御崎」。金剛定寺傍也」から始まる記事は、真福寺蔵の甲乙丙三本など他伝本では、斯道文庫本②の「土佐國御栗野明神」以下に対応する記事の前に置かれている。しかし、最初に「土佐國御栗野明神」と正式名称が示され、この御栗野明神（御厨明神とも）が空海の登山を先導したという記事の後ならば「明神住處」でも良いが、本条

の最初から「明神住處」と始まるのは唐突感がある。斯道文庫本の裏書のような注記が後に本文化したと考える方が自然であろう。また、⑥中院少塔の条末尾の「一山土心水師」に関する記事が行頭を下げた書かれているのも、先述したように配置こそずれているものの、本来は注記的な記事であることを示している。

広本を代表する真福寺蔵甲本には、斯道文庫本や真福寺蔵乙・丙本の対応条文中にはみえない記事が一部ある。奥院石室の条（斯道文庫本では第①条、第一紙）の末尾の「広大宝楼閣善秘密陀羅尼、兩部大日等所居<sup>云々</sup>」、宝釵・経軸・飛行三古杵等に関する条（斯道文庫本では第③条、第三紙）の末尾の「一件飛三古、同宝釵、安置十六丈軸上北<sup>云々</sup>」という記事、中院少塔等に関する条（斯道文庫本では第⑥条、第八紙）の末尾にある、大師が准胝觀音を造立した際に唱えた真言などが、斯道文庫本や真福寺蔵乙・丙本にはみえない。これらの記事がいずれも条文の末尾にみえることを考えると、斯道文庫本等がこうした記事を脱落させたのではなく、後から増補された記事と考えるのが自然であろう。

乙・丙本を斯道文庫本と比べると、乙・丙本には共通粗本が

あるようで、共に目移りによる二箇所<sup>二</sup>の脱落箇所がある。一つは斯道文庫本第二紙で3行目と5行目に共に「大師平生以後」という言葉が出てくることによる目移りで、その間の文が乙・丙本共に脱落している。また、斯道文庫本第四紙の2行目から「大塔新始鎮壇時」とあり、9行目から「大師新<sup>ニテ</sup>重所<sup>レ</sup>令<sup>ニ</sup>鎮壇<sup>一</sup>也」とある、その間の記事も、目移りで乙・丙本共に脱落している。ただし、丙本ではこの条の末尾に行頭を下げ「裏云、或本見之」として当該部分の本文を他本から補っている。校異を全体的にみても、斯道文庫本は甲本に比べ乙・丙本系に近いが、乙・丙本の欠陥を補うことができる本文を有している。乙本には、写し崩れと思われる字が目立ち（「貝」↓「冥」、「寶」↓「室」、「失」↓「先」等）、丙本も乙本程ではないにしても、「一刀」を「万」とするような誤りがあるが、斯道文庫本は意味が取りにくい箇所が少ない。⑤寶珠安置三所の条で、能作性宝珠を「能作成」とするのは甲本にも共通するが、斯道文庫本は直後にこれを「性」とする注記を入れており、内容を理解して写していることがうかがえる。

## 五、『高野山秘記』の成立過程と、斯道文庫本末尾の相承次第

ここで、『高野山秘記』の成立過程について、先行研究をふまえて確認しておく。『高野山秘記』の広本の条文中には、複数の本奥書・識語や相承次第が入り込んでおり、複雑な成立過程が想定されるが、特に道範と明澄が切紙類を編集して成立したことが想定される。真福寺蔵甲本では、「弘法大師御閉眼之後、実惠告云」から始まる第31条目の末尾に、次のような奥書がある。

「承元四年九月四日、書之。本云。師本不記之」。私口記之。

仁治三年（才次／壬寅）二月九日辛酉（鬼宿／火曜）。次、正智院御本書写畢。小野、広沢、仁和、醍醐、石山、小嶋等、日記雖多、高野山龍光院本願明算中院御房、御夢想感得書等、能々可得一心云々。

正智院御誠云、秘法雖多、今書等、難相、難聞。可秘可喜。常恒思惟、時勿忘、日莫失。只、常恒可

行、可觀、可念、長遠、不信、不愧、誹謗、放逸不可令見、不可令聞。努力々々。卅枚也小切紙等今取作也。又、正智院御口決云。嘉禎四年正月廿一日、阿闍梨道範記之云々。」

阿部氏はこの奥書から、「31条までの広本として共通する分については、道範もしくはその相承を受けた某により、三十枚の切紙を取あつめて編み記したものであることが知られ、それは嘉禎四年から仁治三年までの間になされたものであろう」とする。その上で、第32条・第33条に源照から明澄に相承されたことを示す奥書・相承次第があることをはじめ、第34条の明澄が尋ね出した本とする奥書、第2条の明澄の注記・第18条の道範―明澄に至る相承次第などを総合的に検討し、広本の形が成立する過程に、道範の弟子であった明澄が関わったことを推測する。

この真福寺蔵甲本第31条目の奥書のうち、直接道範に関わる「嘉禎四年正月廿一日」という年記をふまえると、斯道文庫本の「嘉禎四年（戊／戌）四月廿三日傳」という奥書が持つ意味は大きい。斯道文庫本は、明澄による増補・編集が加わる前の段階の本文を示すと推測されるが、斯道文庫本が有する条文に

限って、内容の形成を相承次第からみると、どのように考えられるだろうか。

斯道文庫本の奥書前の相承次第は、「先海僧正、授釋王寺闍梨」と始まり、釋王寺闍梨（頼尋）（丹波釈王寺創建）、高野中院闍梨（明算）、琳賢闍梨、光明寺阿闍梨、賢有闍梨、賢秀、**さむらひ**（*onai*）へと伝授された秘伝であるといい、続いて、散越せず口授するようという琳賢（一〇七四〜一一五〇）の口伝が記されている。「先海僧正」は「先、海僧正」と解釈すれば、仁海（九五〜一〇四六）が想起されるが不詳である。次の釋王寺阿闍梨（頼尋）は生没年不詳だが、延久五年（一〇七三）に仁和寺觀音院で大御室性信から灌頂を受けており（『血脈類集記』第四）、また中院流祖・明算（一〇二二〜一一〇六）に灌頂を受けたことも知られている。琳賢は、明算の資・良禪の資として中院流の血脈に名を連ね、高野山檢校十九世となった僧である。

ただし、中院闍梨明算とこれを遡る先師の名を出すのは中院流の秘伝であることを示すに過ぎず、実質的に本書の内容に関連している僧を考える際には、この相承次第の末尾近くが問題になってくる。このうち賢有までの伝授は、真福寺藏甲・乙・

丙本や宝亀院藏「高野秘事」などにも確認できるが、賢有から賢秀への伝授を伝える記事以降は、これらにはない本書特有のものである（真福寺藏甲・乙・丙本や宝亀院藏「高野秘事」では、賢有までの伝授を記した後、琳賢の口伝が続く）。

そこで、賢有の周辺が注目されることになるが、賢有は長寛元年（一一六三）五月十日に近江光明寺で寛有から灌頂を受けており（『血脈類集記』第五）、賢秀は建久元年（一一九〇）四月に開田院で公賢から灌頂を受けたことが知られる（『血脈類集記』第七）。ところで、真福寺藏甲・丙本や宝亀院藏「高野秘事」では、賢有までの相承次第と琳賢の口伝の後に、元暦元年（一一八四）の伝受奥書がある。この奥書は、真福寺藏甲本や宝亀院本では琳賢の口伝の直後にあるが、丙本では最初に「写本云」として宝治二年（一二四八）の奥書を記した後、「又奥書本云」として「元暦元年（甲／辰）八月十日、賜之。（可秘々々、同書之／生年六十八）」とあり（『同書之』の部分、甲本「聞書了」、宝亀院本「聞書畢」）、さらに転写の奥書が続く。「生年六十八」の部分は、甲本では次の条の「明算感得書云」以下の文中に混入しているが、元来は丙本の如く、元暦元年伝受奥書の後に入るものであろう。広本の「高野山秘記」の編者



には道範(一一七八―一二五二)・明澄が考えられるとしても、大師の入定日に関する口伝の条を含む一部分は、道範以前に元暦元年(一一八四)に伝受されていたことになる。相承次第が大師の入定日に関する口伝のみにかかる可能性もないとはいえないが、現存伝本の構成から考えると、斯道文庫本の七条分、あるいはこれを含み込む真福寺蔵丙本の八条分が「まとまり」として想定でき、この部分に限って成立を考えると、年でいえば元暦元年(一一八四)、人でいえば賢有の辺りが目安となる。

賢有の師である寛有は、『血脈類集記』第五によれば、「号二柿御園少将<sup>一</sup>。藤原有家息。寛意僧都灌頂資」という。近江光明寺を拠点として灌頂を授けているため、相承次第で賢有の直前に出てくる「光明寺阿闍梨」も寛有を指すか。寛有の名は、真福寺蔵甲本の第8条(掘り出された宝釧・経や、大師ゆかりの宝珠・三古杵に関する条)に「柿<sup>レ</sup>御園<sup>少将</sup>アサリ、不動三摩地<sup>ニ</sup>入、大師御坐<sup>ト</sup>、秘事<sup>ヲ</sup>伝給<sup>テ</sup>也」とみえる。この辺りの記事も寛有から伝授を受けた人物によって形成されたもので、賢有による可能性があらう。『高野山秘記』は数次にわたる編集・増補を経て、真福寺蔵甲本のような広本の形態となったと思われるが、道範・明澄以前に形成に関わった重要人物として賢有に

注意しておきたい。

斯道文庫本の相承次第は、賢有から賢秀を経て<sup>三</sup>に至っているが、<sup>三</sup>については不詳で、嘉禎四年の奥書の後の「第十代□□」も残念ながら不明である。しかし、『高野山秘記』広本成立以前を考える際、真福寺丙本「高野山深秘」と共に重要な伝本なのは間違いない。仮題を「高野山深秘」とすることも考えたが、転写を重ねた丙本の外題も当初のものかわからないので、ひとまず『高野山秘記』という総称を書名として、以下に紹介する。

#### 〔翻刻凡例〕

- ・行取りは原本に従い、翻刻上部に各紙毎の行数を示した。行間に空きがある場合も、空白の幅がおおよそわかるよう行数を振った。また、各紙の末尾に、「(第<sup>レ</sup>紙)」のように紙の区切り目を示した。
- ・句読点は、私に補った。割書は(〜)で括り、割書内の改行位置を/で示した。
- ・異体字の一部、よく使われるものは、通行の字体に改めた。
- ・□は虫損その他で欠損している字を示す。ただし残画と他本

を参照して推定できる字は、これを（ ）で括って傍記した。  
■は墨減を示す。

〔校異凡例〕

・ 斯道文庫本の各紙中の行数と共に、当該の語と校異を示した。  
・ 対校本は、真福寺蔵の以下三本であり、(甲) (乙) (丙) の略称で示した。

甲…真福寺蔵『高野山秘記』綴葉装、一帖、康永四年(一三四五)十月寿雄写

乙…真福寺蔵『高野口決』卷子本、一軸、貞治六年(一三六七)八月写

丙…真福寺蔵『高野山深秘』粘葉装、一帖、延慶二年(一三〇九)四月良意写

これら対校本については、真福寺善本叢刊『中世高野山縁起集』(臨川書店、一九九九年)の影印及び翻刻を参照した。ただし、乙本は「寶珠安置三所」に相当する条と「土心水師」に関する記事(斯道文庫本第八紙4~8行目の記事)がないため、当該部分は甲・丙二本との校異のみを示す。  
・ 斯道文庫本の第二紙・第三紙の裏書は、対校本では本文中に

挿入されているが、その対応箇所との異同を示した。第九紙の裏書に相当する記事は、対校本にはみえない。

・ 第四紙2行目「大塔新始」から9行目「其傍」までは、乙・丙本の当該箇所にはないが、丙本では当該条末尾に「裏云、或本見之」として始まる記事に、対応する部分がある。これを、(丙或裏云)として校異を示した。

・ 読仮名・送仮名の相違、訓点の有無は校異の対象としていない。また、漢字は前後していても同様に読み下せるものや、本行の「之」と送仮名の「ノ」、「無」と「无」なども校異の対象としない。

▽翻刻 斯道文庫蔵『高野山秘記』

(前欠)

- 1 世々(世カ)□
- 2 語タテニヌ忽失。件石室ハ、六尺間
- 3 三間也。三六十八也。金剛頂宗
- 4 表示十八會所也。有中心
- 5 蓮花座、顕花藏世界ヲ。豎ハ、  
□尺七寸也。著三十七尊員カスラ。
- 6
- 7
- 8
- 9
- 1 土佐國御栗野明神、号愛
- 2 漫大菩薩ト。本地ハ是愛染王也。
- 3 件明神ハ、大師平生以後
- 4 至于御入定ユ。相副、寸分
- 5 不離也。大師平生以後始テ
- 6 喰食味ヲ。件明神令舍レ給
- 7 也。身形三尺許ナリ。此方レマサニ如侏儒シユシウワヒキ人

\*裏書

(第一紙)

▽校異

- 3 金剛頂宗—金剛定宗 (甲)
  - 4 會所—會之處 (乙丙)
  - 5 世—ナシ (甲乙丙)
  - 6 著—表 (甲乙丙) 6 員—冥 (乙)
- \* 甲本は本条末尾に「廣大寶樓閣善秘ハ陀羅尼、両部大日等所居云々」  
という記事が入る。
- 2 本地—本形 (甲) 2 愛漫—愛慢 (甲) 2 愛染王—愛染明王 (乙丙)
  - 4 至于御入定ユ—相副、寸分不離也。大師平生以後—ナシ (乙丙)
  - 5 始喰食味ヲ—始喰味— (甲)
  - 6 件—ナシ (乙) 6 令舍—令食 (丙)
  - 7 侏—件 (乙)

- 8 件明神ハ、大師尋ケン驗ケン難道ナン一  
 9 令登山セ之間、道前ノ立キ、以金  
 10 剛杖ツエヲ一、盤石古樹等、速疾  
 11 掃却ハラヒサリ、故件路ニ云掃道ハリト一。  
 12  
 13 金堂兩壇之香水壺二器  
 14 事。件○銅器ハ、大師於此朝ニ一  
 15 所鑄タウ調スル也。御自筆有記文一。  
 16 汀クワシ琬ヤフ器ハ、惠果付属物也。  
 17 兩器共ニ、阿耨達池水入滴。  
 18 金堂未申方、有閼伽井一。

(第二紙)

\* (第二紙裏書)

- 1 明神住處、号崛御崎ホラノミサキト一。金剛定寺  
 2 傍也。金剛定寺ニハ、大師木像御影  
 3 有クスノ木ナリ内、其像傍俗形アリ。  
 4 此彼明神本形、不審。

8 道一ナシ (甲) 8 尋一一日 (乙)

10 古一ナシ (乙)

11 掃却一払却処ハラヒサリ (甲) 11 故一ナシ (甲) 11 掃道一拂道ハリト (甲)

13 兩壇一西壇 (甲) 13 二器一器 (乙)・二品 (丙)

14 ○一ナシ (甲乙丙)

15 所鑄調也一鑄調給ハラヒサリ (甲) 15 御自筆一御筆 (甲)

16 汀一ナシ (甲)・丁 (乙丙)

17 入滴一入也 (甲)

18 有一ナシ (甲)

1 住處一所 (乙) 1 崛一屈 (甲乙丙) 1 金剛定寺一金剛頂寺 (甲乙丙)

3 クスノ木内一楠木内 (甲)・楠内 (乙)・楠内 (丙) 3 傍一ナシ (甲)

4 此一是 (甲) 4 本形一本形歟 (丙) 4 不審一木室 (乙)

- 1 同阿耨達池水移入也。不<sub>三</sub>干<sub>二</sub>
- 2 冬夏<sub>ニ</sub>壺水之上、并三密
- 3 加持力<sub>ナルカ</sub>故也。
- 4 所掘出<sub>ス</sub>五尺寶釵并金銅<sub>トウ</sub>
- 5 經軸事（經者、般若理趣經也。不朽／經軸、於文字表紙<sub>ハ</sub>等<sub>ハ</sub>失<sub>ハ</sub>。）
- 6 件釵軸所<sub>レ</sub>出<sub>ス</sub>二堀<sub>ニ</sub>不知<sub>ス</sub>多人<sub>ハ</sub>
- 7 大塔路云々。尚可相尋<sub>一</sub>。今埋山、
- 8 天竺山也。件山、奥院未申
- 9 隅相<sub>レ</sub>宛、有高山<sub>一</sub>。右件山也。
- 10 寶釵、釋迦菩薩之本尊<sub>ナリ</sub>。
- 11 經<sub>ハ</sub>、同菩薩持經也。
- 12 自<sub>二</sub>大唐<sub>ニ</sub>所<sub>レ</sub>令<sub>二</sub>擲<sub>二</sub>三古杵<sub>ノ</sub>
- 13 落<sub>レ</sub>居所<sub>ハ</sub>、大塔之心柱跡也。
- 14 改<sub>アラタ</sub>メ安置<sub>スル</sub>所<sub>ハ</sub>、大塔宛<sub>ニ</sub>背<sub>ニ</sub>、正<sub>ニ</sub>
- 15 北<sub>ニ</sub>有高<sub>正</sub>。件岳頂<sub>ニ</sub>、所被
- 16 埋置<sub>一</sub>也。杵<sub>ノ</sub>中<sub>ニ</sub>佛舍利籠。
- 17
- 18 金堂大塔向<sub>レ</sub>所鎮<sub>レ</sub>所事

\*裏書

- 1 也<sub>一</sub>ナシ（甲乙丙）
- 2 密<sub>一</sub>蜜（乙）
- 5 經軸事<sub>一</sub>軸事（甲丙） 5 般若<sub>一</sub>ナシ（甲） 5 不朽／經軸、於文字<sub>一</sub>不朽クチ經也／軸<sub>ハ</sub>出文字（甲） 5 表紙等<sub>ハ</sub>紙表示（乙）・紙表
- （丙） 5 失<sub>レ</sub>已<sub>レ</sub>破<sub>云々</sub>（甲）・已失<sub>云々</sub>（乙丙）
- 6 多人<sub>一</sub>人多（甲）
- 7 尚可相尋<sub>一</sub>後十六丈水精軸端<sub>ニ</sub>掘出<sub>云々</sub>。極秘<sub>云々</sub>。尚可<sub>ニ</sub>相尋<sub>一</sub>（甲）
- 9 相<sub>レ</sub>宛<sub>一</sub>相當（甲）・宛（乙） 9 高山<sub>一</sub>右<sub>一</sub>高山岩石<sub>一</sub>（甲）
- 10 寶<sub>一</sub>室（乙）
- 11 也<sub>一</sub>也<sub>云々</sub>（甲）
- 12 所<sub>一</sub>ナシ（丙）
- 13 落<sub>レ</sub>居所<sub>一</sub>落御居所（甲）
- 14 宛<sub>一</sub>背<sub>ニ</sub>正北有高<sub>正</sub>。當<sub>ニ</sub>背正北<sub>一</sub>有岡<sub>一</sub>（甲）
- 16 佛舍利籠、佛舍利籠。件飛<sub>三</sub>古、同寶釵、安<sub>二</sub>置十六丈軸上<sub>北</sub>云々
- （甲）
- 18 鎮<sub>レ</sub>所事<sub>一</sub>鎮事（甲乙）

19 大塔<sup>ノ</sup>鎮壇<sup>ハ</sup>、有二<sup>ニ</sup>所<sup>一</sup>。一者<sup>、</sup>大師<sup>ツニハ</sup>、

(第三紙)

19 大塔<sup>ノ</sup>一<sup>ナシ</sup> (甲)

\* (第三紙裏書)

1 白鷺池水<sup>云々</sup>、或説

1 白鷺一<sup>白路</sup> (乙) 1 池水一<sup>池水也</sup> (甲)

1 釋迦菩薩<sup>ノ</sup>本鎮<sup>ニ</sup>。二者<sup>、</sup>大師<sup>ツニハ</sup>

2 始<sup>テ</sup>建立<sup>ス</sup>時鎮<sup>ル</sup>。大塔新始鎮

2 大塔新始<sup>一</sup> (9行目) 其傍<sup>ニ</sup>一<sup>ナシ</sup> (乙)

3 壇時、地堀<sup>テ</sup>歛<sup>テ</sup>打立<sup>ル</sup>間

4 本歛壺<sup>アラハ</sup>陽<sup>ヲ</sup>打出<sup>テ</sup>。而間、

4 本<sup>一</sup>大 (丙裏云) 4 陽<sup>アラハ</sup>一<sup>障</sup> (甲・丙或裏云)

5 大師<sup>ヲ</sup>駭<sup>キ</sup>警<sup>ス</sup>。爰<sup>ニ</sup>明<sup>シ</sup>神<sup>示</sup>。

5 駭<sup>ヲ</sup>警<sup>ス</sup>一<sup>駭</sup> (甲)・駭<sup>ス</sup>驚<sup>ル</sup> (丙或裏云)

6 云、此<sup>ハ</sup>是<sup>レ</sup>釋迦菩薩鎮壇<sup>之</sup>

6 云<sup>一</sup>之 (丙或裏云)

7 舊所<sup>ヲ</sup>示<sup>ス</sup>。輪壺<sup>等</sup>出現<sup>ス</sup>。

7 等<sup>一</sup>只 (甲)

8 余時、還<sup>テ</sup>又<sup>ハ</sup>如<sup>ク</sup>本<sup>一</sup>埋<sup>レ</sup>隱<sup>シ</sup>了。

8 了<sup>一</sup>畢 (丙或裏云)

9 其傍<sup>ニ</sup>、大師<sup>ヲ</sup>新<sup>ニ</sup>重<sup>ニ</sup>所<sup>レ</sup>令<sup>ニ</sup>鎮

9 大師新<sup>ニ</sup>一<sup>金堂</sup> (乙)・大堂新<sup>ニ</sup> (丙) 9 所<sup>レ</sup>令<sup>ニ</sup>鎮壇<sup>一</sup>一<sup>所今鎮塔</sup> (乙)

10 壇<sup>一</sup>也。○大唐<sup>ニ</sup>擲<sup>テ</sup>杵<sup>ハ</sup>、件鎮壇

10 一<sup>ナシ</sup> (乙丙) 10 擲<sup>一</sup>所擲<sup>一</sup> (甲)

11 所<sup>レ</sup>落<sup>レ</sup>居<sup>ル</sup>也。金堂鎮壇、大師

12 新所<sup>レ</sup>令<sup>ニ</sup>鎮<sup>ル</sup>也。故<sup>ニ</sup>設<sup>テ</sup>雖<sup>レ</sup>有<sup>ト</sup>

12 新<sup>一</sup>一<sup>ナシ</sup> (甲)・新<sup>ニ</sup> (丙) 12 故<sup>ニ</sup>設<sup>テ</sup>雖<sup>レ</sup>有<sup>ト</sup>一<sup>次設隨有</sup> (乙)

13 度々<sup>ト</sup>燒<sup>レ</sup>失<sup>ル</sup>、堂跡<sup>ヲ</sup>ハ不可

13 失<sup>一</sup>先 (乙) 13 可<sup>一</sup>一<sup>ナシ</sup> (甲)

14 移轉<sup>一</sup>也。

- 15 寶珠安置三所者、一者  
 一山、室生峯也。彼峯  
 16 埋置（有在所／別習）。彼山龍神、令守」  
 （第四紙）
- 1 護於寶珠一、久為令布二利  
 2 生一。二者、摩尼峯。彼峯  
 3 如意輪觀音之靈驗地也。  
 4 有守護之龍神一、安置彼  
 5 所一、以佛、神威、驗增寶珠  
 6 力、為群生利益也。  
 7 三者、奥院宛丑寅方一、去  
 8 三段許一、有少罍一。樹林殊  
 9 茂。安置彼岳一。彼岳二ハ不  
 10 寶珠一、餘之所持寶物  
 11 多種所被籠置也。  
 12 有寶珠三種一。一者、惠果  
 13 和尚付属之寶珠（能作／成、性）  
 14 二者、大師御自作（同能作／成、性）  
 15 三者、大師依勅一令勤行  
 16 祈雨法一、有魔怨障導一。

- 15 三所者一三所（甲）・三所名（丙）
- 17 龍神一龍神（甲）  
 1 為令布一為令流布（甲）・令有（丙）  
 2 峯一ナシ（甲）  
 3 地一故（甲）・故所（丙）  
 4 龍神一龍神女（甲） 4 安置一置（甲）  
 6 是一ナシ（甲丙）  
 7 宛一當（甲）  
 8 許一計（甲） 8 殊一ナシ（甲）  
 10 寶物一寶珠（甲）
- 13 和尚一ナシ（丙） 13 成、性一成（甲）・感（丙）  
 14 （同能作／成、性）一（四能／作成）（甲）・同能作威（丙）  
 15 勅一勅命（甲）

- 17 至七令日<sup>ルニ</sup>「不降雨水」(或宗同/障導云々)。〔(第五紙)〕
- 16 而大師以三密定力<sup>ヲ</sup>、到阿
- 15 耨達池<sup>ニ</sup>、奉請善如龍
- 14 王<sup>一</sup>。々々甚成<sup>シテ</sup>「歡喜<sup>ヲ</sup>」、奉
- 13 頸珠并相副到神泉
- 12 苑池。應<sup>修</sup>「力法威<sup>〇</sup>」<sup>ニ</sup>、忽降
- 11 大雨<sup>一</sup>。其時龍王申而曰、
- 10 善哉々々大菩薩、此苑<sup>ノ</sup>
- 9 砌有<sup>ニ</sup>善緣<sup>一</sup>來<sup>至</sup>。自<sup>今</sup>以<sup>後</sup>、住此砌<sup>ニ</sup>、至于弥勒下生
- 8 時、守<sup>護</sup>三密教<sup>ヲ</sup>、守<sup>皇</sup>臣<sup>ヲ</sup>
- 7 兼令<sup>テ</sup>天下<sup>ニ</sup>「大平<sup>ナラ</sup>」、以寶珠
- 6 威力<sup>ニ</sup>於貧道衆生<sup>ニ</sup>令富
- 5 饒<sup>云々</sup>、委<sup>シク</sup>約束<sup>シ</sup>畢、入池石
- 4 窟<sup>ニ</sup>「有出現石/粗尋習」。龍王付屬玉
- 3 奥院傍岳<sup>所</sup>「令安置<sup>一</sup>」
- 2 也。件玉奥院安置<sup>スル</sup>由來、為
- 1 令<sup>下</sup>三密教文<sup>ヲ</sup>「久流<sup>シ</sup>布<sup>レ</sup>、
- 廣增益<sup>シテ</sup>統<sup>中</sup>三寶<sup>一</sup>仏種<sup>一</sup>」。
- (第六紙)

- 17 同<sup>一</sup>因<sup>一</sup>(甲)・円<sup>一</sup>(丙) 17 云々<sup>一</sup>ナシ<sup>一</sup>(甲)
- 1 而<sup>一</sup>然<sup>ニ</sup>(甲) 1 到<sup>一</sup>引<sup>一</sup>(丙)
- 2 善如龍王<sup>一</sup>善女龍王<sup>一</sup>(甲)
- 3 奉頸珠<sup>一</sup>奉<sup>預</sup>珠<sup>一</sup>(甲)・奉頸珠<sup>一</sup>(丙)
- 4 神泉苑池<sup>一</sup>神泉園<sup>一</sup>(甲)・神泉苑池<sup>一</sup>(丙)
- 5 〇力法威<sup>〇</sup><sup>ニ</sup>修力法感<sup>ニ</sup>(甲)・修力法威<sup>一</sup>(丙)
- 6 其時<sup>一</sup>爾時<sup>一</sup>(甲) 6 曰<sup>一</sup>言<sup>一</sup>(甲)・白<sup>一</sup>(丙)
- 7 苑<sup>一</sup>園<sup>一</sup>(甲)・苑<sup>一</sup>(丙)
- 8 來<sup>至</sup><sup>一</sup>ナシ<sup>一</sup>(甲)
- 10 皇臣<sup>一</sup>向王臣<sup>一</sup>(丙)
- 11 令<sup>下</sup>天下<sup>ニ</sup>「大平<sup>ナラ</sup>」天下泰平<sup>一</sup>(甲)・天下太平<sup>一</sup>(丙)
- 12 威力<sup>一</sup>ナシ<sup>一</sup>(甲) 12 富饒<sup>一</sup>豊饒<sup>一</sup>(甲)
- 13 委<sup>シク</sup>約束<sup>シ</sup>畢<sup>一</sup>委細約束<sup>シテ</sup>了<sup>一</sup>(甲)・委細約束<sup>一</sup>了<sup>一</sup>(丙) 13 入池石窟<sup>一</sup>一入池<sup>一</sup>々々石山<sup>一</sup>湖<sup>一</sup>(甲)
- 14 石/粗尋習<sup>一</sup>者/粗可<sup>ニ</sup>尋習<sup>一</sup>(甲)
- 15 令<sup>一</sup>ナシ<sup>一</sup>(丙)
- 1 三密<sup>一</sup>三密々<sup>一</sup>(丙) 1 流<sup>シ</sup>布<sup>レ</sup>流布<sup>一</sup>無<sup>一</sup>(丙)
- 2 仏<sup>一</sup>ナシ<sup>一</sup>(丙)



- 3 無<sup>キカ</sup>其方便<sup>ニ</sup>、故<sup>ニ</sup>於<sup>キテ</sup>寶珠<sup>一</sup>  
 4 令<sup>テ</sup>增<sup>セ</sup>峯寺富饒<sup>ヲ</sup>、至<sup>マテ</sup>于<sup>レ</sup>  
 5 五十六億七千萬歲<sup>ニ</sup>、布<sup>ヲ</sup>  
 6 三密教文<sup>ヲ</sup>、令<sup>ニ</sup>人<sup>ノ</sup>法<sup>ヲ</sup>興<sup>シテ</sup>盛<sup>一</sup>。  
 7 此故彼院邊<sup>ニ</sup>所<sup>レ</sup>令安置也。  
 8  
 9 中院少塔<sup>ハ</sup>、南天鐵塔<sup>ヲ</sup>所<sup>レ</sup>  
 10 寫<sup>シテ</sup>造<sup>ル</sup>。件鐵塔<sup>ハ</sup>、六尺間  
 11 三間也。垂<sup>タル</sup>木<sup>キハ</sup>三十七也、表  
 12 卅七尊。六尺間三間<sup>ハ</sup>三六  
 13 十八、表<sup>ス</sup>示<sup>ス</sup>十八會<sup>一</sup>云々。  
 14 准<sup>テ</sup>胝<sup>ニ</sup>觀音<sup>ハ</sup>大師御自  
 15 作<sup>ナリ</sup>。為<sup>ニ</sup>當<sup>ニ</sup>來<sup>ニ</sup>衆生<sup>ヲ</sup>衆病<sup>ヲ</sup>  
 16 悉除<sup>シテ</sup>、壽命增長<sup>シ</sup>、福德  
 1 富饒<sup>ニシテ</sup>、滿足官位<sup>ヲ</sup>、顧<sup>ミル</sup>四恩<sup>ヲ</sup>  
 2 德<sup>一</sup>、流<sup>シテ</sup>慈悲淚<sup>ヲ</sup>、削<sup>テ</sup>一刀<sup>ヲ</sup>  
 3 染<sup>ニ</sup>萬生<sup>ヲ</sup>造立<sup>一</sup>云々。  
 4 土心水師<sup>トハ</sup>者<sup>ハ</sup>、堅惠法師<sup>ナリ</sup>。  
 5 六一山者<sup>トハ</sup>、實惠法師也。

(第七紙)

- 3 無<sup>キカ</sup>一垂<sup>ル</sup>、(甲)  
 4 富饒一豊饒 (甲)  
 5 布<sup>ヲ</sup>一安布<sup>シ</sup>(甲)・有<sup>ル</sup>(丙)  
 12 六尺間一六尺 (甲乙丙)  
 15 〇一ナシ (甲乙丙) 15 衆病<sup>ヲ</sup>一病 (乙丙)  
 1 富饒一豊饒 (甲)・饒 (乙) 1 位<sup>一</sup>ナシ (乙)  
 2 涙<sup>一</sup>ナシ (乙丙) 2 二刀<sup>一</sup>一<sup>一</sup>方 (丙)  
 3 造立<sup>一</sup>云々一造之<sup>ニ</sup>。常可唱<sup>ニ</sup>イボイイイイ (甲)・造之<sup>ニ</sup>云々 (乙)・造之<sup>ニ</sup>  
 (丙)  
 4 水<sup>一</sup>ナシ (丙) \* 第4〜8行相当部分、(乙)にナシ

- 6 一山土心ハノノナリ、唐ニシテツクル造也。
- 7 一山土心 惠字唐造也。
- 8 可有ニ法師ノ字兩名共ニ。
- 9 大師三月廿一日寅時御入定故如何。予思カハツ、三月御入定ハ釋尊標二月十五日。
- 10 入滅一也淺略義也。其故ハ、天竺ノ方口以十五日ヲ為一月ト故、至于二月十五日ハ三月也。
- 11 日域ニハ以三十日ト一月ト故、三月也。三月者、滅シテ三毒ノ煩惱ヲ、成三德秘藏ヲ、顯シテ三
- 12 身成佛一、為レ利益正像末、三定聚ノ生也。至廿一日ニ御入定□何。自三月一日ニ至于廿一日ハ、三七日也。初七日ハ佛部三摩耶定。第二七日ハ蓮花部三摩耶定。
- 13 第三七日ハ金剛部三摩

(第八紙)

- 7 一山土心ナシ(丙)
- 8 法師ノ字兩名共ニ一法師字一(兩名ノ也)(甲) 德字兩名共(丙)
- 10 故一願(甲) 10 御一ナシ(乙丙)
- 11 標一檀(甲)
- 12 入滅一御入滅(甲) 12 天竺ノ方口天竺ニハ(甲)
- 13 以一以下(乙) 13 故一ナシ(丙)
- 17 顯一供(乙)
- 1 益一ナシ(甲)
- 2 御入定一有御入定(甲)
- 3 一日一至于一ナシ(丙)

- 8 耶定<sup>ナリ</sup>。彼三々摩耶定<sup>ヲ</sup>  
 成就<sup>シテ</sup>、入金剛定畢<sup>ニ</sup>。是  
 9 深秘意也。故三月<sup>ハ</sup>、浅略<sup>ナリ</sup>  
 10 利生<sup>ナリ</sup>。三七日<sup>ハ</sup>、深秘<sup>ナリ</sup>方便也。  
 11 三月<sup>ハ</sup>表示<sup>ナリ</sup>私案<sup>ナリ</sup>。三七日<sup>ハ</sup>  
 12 三定<sup>ハ</sup>、師説也。  
 13 寅時<sup>ハ</sup>初時<sup>ナリ</sup>。最上相應義  
 14 也。十二時中<sup>ニハ</sup>、初時也。  
 15 三昧中<sup>ニハ</sup>、三密<sup>ナリ</sup>金剛  
 16 定<sup>ナリ</sup>。超越<sup>スルコト</sup>、三時<sup>ヲ</sup>、秘教  
 17 故也。  
 1 故也。  
 2  
 3  
 4 先海僧正授釋王寺闍梨<sup>ニ</sup>、  
 5 々々授高野中院闍梨、々々  
 6 授琳賢闍梨、々々授光明寺  
 7 阿闍梨<sup>ニ</sup>、々々授賢有闍梨<sup>ニ</sup>、  
 8 々々傳賢秀<sup>ニ</sup>、々々許賜

\*裏書

（第九紙）

- 9 畢了（甲乙丙）  
 10 意—ナシ（甲）  
 11 深—ナシ（乙）  
 13 三定—定（乙丙）  
 15 初時也—初時（甲）・約（丙）  
 16 三昧—三昧耶（乙丙） 16 密—密（乙）  
 17 超—ナシ（甲乙丙） 17 秘教—初教（甲丙）・初発（乙）  
 5 釋王寺—尺王寺（甲乙丙）  
 7 琳賢—殊賢（甲） 7 闍梨—阿闍梨（乙）  
 8 阿闍梨—闍梨（甲） 8 々々—ナシ（丙） 8 賢有闍梨—賢有<sup>ニ</sup>（三三  
 位／アサリ）（甲）・賢有三位阿闍梨（乙）・賢有三位闍梨（丙）

- 10 字<sub>ヲ</sub>。  
 11 琳賢口云、不知他人<sub>ニ</sub>、相互<sub>ニ</sub>存  
 12 生時<sub>ハ</sub>不知兩人<sub>ニ</sub>、努力不可  
 13 散越<sub>一</sub>。又云此事<sub>コト</sub>全非書付<sub>一</sub>、  
 14 只口授<sub>スル</sub>也。  
 15  
 16 嘉禎四年（戊／戌）四月廿三日傳□  
 17 第十代□□  
 18  
 19 一交了

（第十紙）

\*（第九紙裏書）  
 乍恐箱底書持畢  
 是蓮峯之肝要也。非宿縁  
 者、專可隔聞歟。而今幸奉  
 值良縁、忽蒙此記文之許。  
 殊有子細全非輒、<sub>、、、、、</sub>  
 仍慎外見、制誠顯然也。況

9 々々傳賢秀<sub>一</sub>、々々許賜<sub>字</sub>ナシ（甲乙丙）  
 11 口云<sub>一</sub>口<sub>々</sub>（甲）・口之（乙） 11 互<sub>一</sub>奉（乙）  
 12 努力不可<sub>一</sub>努力々々不可（甲）・努力不可（乙）・努力々々不（丙）  
 13 又云此事<sub>コト</sub>全非書付<sub>一</sub>只口授<sub>スル</sub>也<sub>一</sub>出不可<sub>二</sub>言説<sub>云</sub>々（甲）・ナシ（乙丙）

\*以下裏書相当記事、ナシ（甲乙丙）

可為寫本哉。欲埋樹下

其一也。若不尔閉眼者傳

經人必可存此由、可奉任

大師明神之御照見而已云々。

---

\*本文注

・第七紙2行目「統ツク」、「ク」の上に重ね書きしているが、判然としない。

・第八紙3行目「万生」に声点あり。

・第九紙17行目「秘」、「初」の上に重ね書きして「秘」とする。

・第十紙10行目「忍」、「丸」の上に重ね書きして「忍」とする。

注

- 1 『センチュリー文化財団寄託品展覧会「空海と密教の典籍」』（慶應義塾大学附属研究所道文庫・慶應義塾大学アート・センター、二〇一七年十一月）八頁掲載。
- 2 阿部泰郎『中世高野山縁起の研究（私家版）』（元興寺文化財研究所、一九八三年）・真福寺善本叢刊『中世高野山縁起集』（臨川書店、一九九九年）。
- 3 大山公淳『道範大徳の「高野秘事」』（『密教研究』一一号、一九二三年六月）に紹介される。
- 4 前掲『中世高野山縁起の研究』に、大谷大学図書館蔵本との校異と共に、翻刻紹介される。
- 5 武内孝善「古典籍逍遙第十四回『高野山秘記』一冊」（『それゆけ！としゃかんだより』第四十八号、高野山大学図書館、二〇一一年三月）に紹介される。
- 6 前掲、真福寺善本叢刊『中世高野山縁起集』。
- 7 前掲、真福寺善本叢刊『中世高野山縁起集』。
- 8 明澄による増補については、甲田宥畔「中院流の邪流を伝えた人々」『密教文化』一三五（一九八一年九月）にも「本文の内どこまでが道範師作の文であるか今の本からは知ら

れず、道範記明澄加筆と云うの外ない」という言及がある。  
\* 附記 本稿は、JSPS科研費JP16K02394の助成による研究の一部である。